

(1) 考査者側

苧葉配達人ハ要求書ノ拒絶ニヨリ名所ニ集會車送シテ
配達區域内ニ張込去二十日前立時頃就テ配達人田村瑞
外一名ヲ要撃シ暴行ヲ加ヘ新聞ヲ奪取出さセルニ付
人捜査中ナリ

(2) 事業主側

直配所ニ於テハ欠員補充シ罷業参加配達人全部解雇ノ竟
向ナリ

右及申(通)報候也

別記

嘆願書

- 一 水南作太郎君ノ解雇問題ニ付ニテ我々ハ交渉ヲ
 - 二 給料ハ翌月五日迄ニ支拂フコト
 - 三 十二月ノ擴張金即特支拂フコト
 - 四 運割ニヨル罰金ヲ撤回スレコト
 - 五 今日迄ノ罰金ヲ明ニスレコト
 - 六 一ヶ月食代ヲ十月ニスレコト
 - 七 石田君ヲ排斥スレコト(石田全振主任代理)
 - 八 但シ配達人ノ統制ハ主人自ラノスレコト
- 如嘆願申候也